

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

年末年始のごみ収集～収集日をよく確認してください～

ごみ収集	12月						1月				
	23(祝)	24(日)	25(月)～28(木)	29(金)	30(土)	31(日)	1(祝)～3(水)	4(木)～5(金)	6(土)	7(日)	8(祝)
尾道地域 向島町	休	休	通常通りの収集	金曜が容器包装プラスチックの地域、火・金曜が燃やせるごみの地域のみ収集	休	休	休	通常通りの収集	休	休	月・木曜が燃やせるごみの地域のみ収集
御調町	休	休		火・金曜が燃やせるごみの地域のみ収集	休	休	休		休	休	
因島地域 瀬戸田町	休	休		全地域燃やせるごみを収集	休	休	休		休	休	

※収集日以外に出したごみは収集されずに残ります。絶対に出さないでください。

年末年始・休日のごみ持込受付～対象は家庭からのごみです～(資源物・粗大ごみ含む)

ごみ持込受付	12月					1月		
	23(祝)	24(日)	25(月)～28(木)	29(金)	30(土)	31(日)	1(祝)～3(水)	4(木)～
尾道市クリーンセンター	休	8:30～12:00	通常通り	8:30～12:00	休	休	休	通常通り
向島クリーンセンター	休	休		8:30～12:00	休	休	休	
御調清掃センター	8:30～11:00	休		8:30～12:00	休	休	休	
南部清掃事務所	休	8:30～12:00		休	8:30～12:00	休	休	
瀬戸田名荷埋立処分地	休	8:30～12:00		休	8:30～12:00	休	休	

※年末のごみ持込は大変混雑しますが、上記時間以降は入場できません。あらかじめご了承ください。

年末年始のし尿収集

～依頼は早めにお願ひします～
※計画的に収集できるよう、ご協力をお願いします。

尾道地域・向島町・御調町 12月28日(木)12:00～1月8日(祝)は休みです。
因島地域 12月29日(金)～1月3日(水)は休みです。
瀬戸田町・因島原・洲江町 12月29日(金)12:00～1月4日(木)は休みです。

年末年始の尾道地域の資源回収日程変更

※次の地区は、日程が変更となっています。ご注意ください。

原田・西藤地区 平成30年1月11日(木)
三成・木ノ庄西・百島地区 平成30年1月15日(月)



環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00～16:30／月・祝日休館

冬のリサイクル市セール開催中の行事		1月の出張販売
12／17(日) 10:00～15:00	フリーマーケット開催 出店予定数: 7 店	1／6(土) 10:00～14:00 市民センターむかいしま
12／17(日) 10:00～12:00	刃物とぎを受け付けます 料310円～	1／9(火) 10:30～14:00 因島総合支所1階ロビー
12／20(水) 13:30～14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 定10人	1／10(水) 10:30～14:00 瀬戸田市民会館前駐車場
【感謝セール】	新春リサイクルセール 期間: 平成30年1月9日(火)～21日(日)	1／12(金) 10:00～14:00 道の駅クロスロードみつぎ
【お知らせ】リサイクルセンターは12月28日(木)～平成30年1月4日(木)まで休館します。		【募集します】リサイクルセンターでは、不要な平成30年のカレンダー、手帳を募集しています。(受付は平成30年1月31日まで)

税制改正のポイント

市・県民税に適用される
主な改正点

1 給与所得控除の見直しにより、控除の上限額が段階的に引き下げられます

区分	平成26～28年度 (平成25～27年分)	平成29年度 (平成28年分)	平成30年度以降 (平成29年分)
給与収入金額	1,500万円を超える場合	1,200万円を超える場合	1,000万円を超える場合
給与所得控除	245万円	230万円	220万円

2 上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る課税方法を選択できることが明確化されました

上場株式等の配当所得や譲渡に係る所得については、所得税とは異なる課税方法を選択できることが明確化されました。市・県民税納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、確定申告とは異なる市・県民税申告書を提出することで、課税方法を選択することができます。(例:所得税は総合課税、個人の市・県民税は申告不要制度など)

3 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の創設

健康の維持増進および疾病の予防のために、特定健診などの一定の取組を行っている人が、平成29年1月1日以後にスイッチOTC医薬品を購入した場合、医療費控除の特例を適用することができます。ただし、適用は従来の医療費控除との選択制です。

4 医療費控除の適用を受ける際の添付書類の変更 [平成30年度市・県民税申告(平成29年分)から適用]

医療費控除か、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける場合、従来の「医療費の領収書」に代わり、「医療費控除に関する明細書」の提出が必要となりました。平成30～32年度市・県民税申告(平成29年～31年分)については、「医療費の領収書」の添付か、提示によることも可能です。
※「医療費控除に関する明細書」を提出した場合、「医療費の領収書」は、法定納期限から5年間保存する必要があります。

平成31年度(平成30年分)以降に適用 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除について、適用を受ける納税義務者に所得制限が新設され、合計所得金額1,000万円を超える人は、適用対象外となります。また、適用を受ける納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が段階的に縮小されます。

納税義務者の合計所得金額	市・県民税の控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除適用なし	

配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が123万円以下(現行76万円未満)に引き上げられます。また、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が段階的に縮小され、配偶者の合計所得金額に応じて、控除額は通減・消失します。

配偶者の合計所得金額	市・県民税の控除額			
	納税義務者の合計所得金額 900万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000万円超
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
90万円超95万円以下	31万円	21万円		
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	

申告相談時期のお知らせ

申告は2月中旬から始まります。市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

〇市民税課(☎0848-38-9154) 因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)